

事 務 連 絡
令和8年8月3日

都道府県旅行業担当課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

「南極地域の環境の保護に関する法律」の改正に伴う
確認申請等の手続に関する説明会の開催について
(周知依頼)

標記の件について、環境省より別添のとおり周知依頼がまいりました。

令和8年6月30日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部規定が施行されました。これに伴い、南極大陸に上陸しない観光活動及び科学的調査活動を実施しようとする事業者についても、「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づき、新たに確認申請等の手続が必要となりました。

また、南極地域において外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合にも、従前のとおり、環境大臣への事前の届出が必要です。

改正法の施行を契機として、環境省においては、これら確認申請等の手続に関する説明会を開催します。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、上記及び別紙の内容をご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

■添付資料

（別添）南極地域の環境の保護に関する法律の改正に伴う確認申請等の手続に関する説明会の開催について（旅行業界への周知依頼）

（別紙）「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく確認申請等の手続に関する説明会

環自計発第 2607271 号
令和 8 年 7 月 27 日

観光庁
参事官（旅行振興） 殿

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性戦略推進室長
(公 印 省 略)

南極地域の環境の保護に関する法律の改正に伴う
確認申請等の手続に関する説明会の開催について
(旅行業界への周知依頼)

平素より、南極地域の環境保護に係る施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 8 年 6 月 30 日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部規定が施行されました。これに伴い、南極大陸に上陸しない観光活動及び科学的調査活動を実施しようとする事業者についても、「南極地域の環境の保護に関する法律」（以下「南極環境保護法」という。）に基づき、新たに、確認申請等の手続が必要となりました。

また、南極地域において外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合にも、従前のとおり、環境大臣への事前の届出が必要です。

つきましては、改正法の施行を契機として、別紙のとおり、南極環境保護法に基づく確認申請及び届出の手続に関する説明会を開催いたします。旅行業界の関係事業者に広く周知いただく観点から、貴庁より旅行業協会及び関係機関等へ情報共有いただけますと幸いです。

引き続き、南極地域における適正な活動の実施と環境保護の確保に向け、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく確認申請等の手続に関する説明会

1. 目的

令和8年6月30日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」の一部規定が施行されました。これに伴い、南極大陸に上陸しない観光活動及び科学的調査活動を実施しようとする事業者も、「南極地域の環境の保護に関する法律」（以下「南極環境保護法」という。）に基づき、新たに、確認申請等の手続が必要となりました。

南極地域において外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合にも、従前のおり、環境大臣に事前の届出が必要です。

改正法の施行を契機として、これら確認申請等の手続に関する説明会を開催いたします。

2. 日時

令和8年9月18日（金）14：00～15：00（1時間）

3. 対象者

- ①南極地域における観光ツアーを企画・実施する旅行会社
- ②外国の事業者が企画・実施する南極地域における観光ツアーを取り扱う旅行会社

4. 開催形態

オンライン（録画あり。後日環境省HPにてアーカイブを掲載予定。）

5. 参加登録

令和8年9月4日（金）までに、以下のフォームから、御登録ください。登録されたメールアドレスに、参加用のリンクを送付します。

[「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく確認申請等の手続に関する説明会について - フォームに記入する](#)

6. 次第

- （1）開会
- （2）南極環境保護法の改正について
- （3）南極環境保護法に基づく確認申請及び届出について
- （4）質疑応答
- （5）閉会